

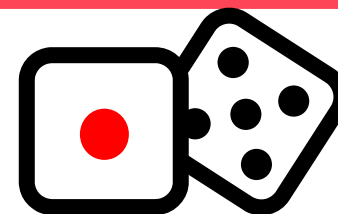


支援策も
いろいろ
紹介
します!



外食産業編

軽減税率等の準備のために



導入準備 開始

スケジュー
ールは？
目次

対応のポイ
ントは？
P 1

対象品目？
適用税率？
P 2

自社商品
やシステ
ムを確認

外食の
範囲は？
P 4

ケータリングや
出前の場合？
P 5

税務署
に相談



包装材
料の取
扱いは？
P 7

どんな補
助金があるの？
P 15

自社システ
ムを改修・
テスト

価格表示の
方法は？
P 14

適格請求書保
存方式とは？
P 13

区分記載請求書の
記載事項とは？
P 10

請求書等保存の
留意点を確認
P 8



税務署
に相談

金融・税制特例などの
支援措置はあるの？
P 16

もっと詳しく知
りたいときは？
P 17

社員教育
の実施

導入準備 完了

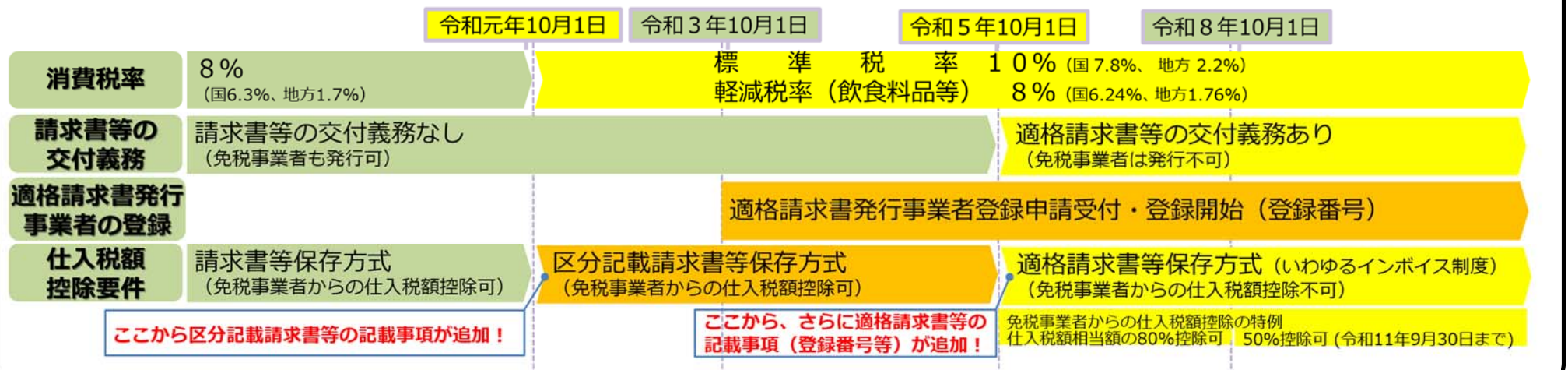
税務署への申請
や課税事業者の
登録など



目 次

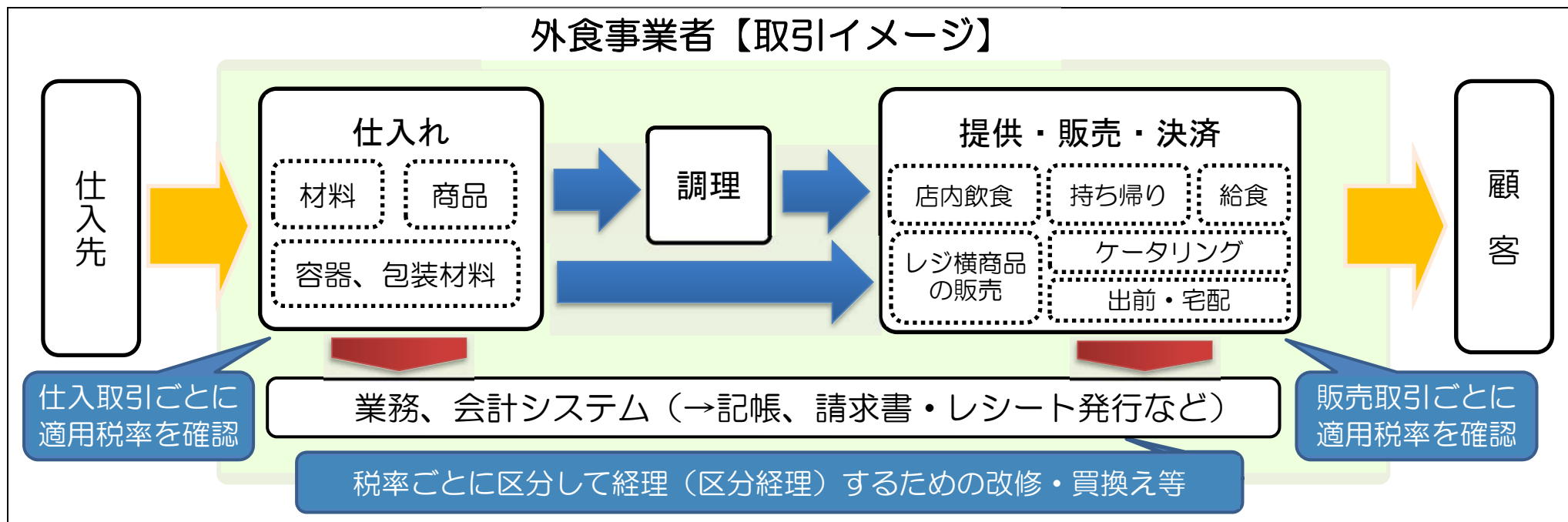
- 1 取引の流れと軽減税率対応のポイント・・・・・・・・・・ P1
- 2 適用税率の判定に関する留意点・・・・・・・・・・ P2
- 3 請求書等の保存に関する留意点・・・・・・・・・・ P8
- 4 軽減税率制度の実施に伴う価格表示の留意点・・・・ P14
- 5 消費税軽減税率対応に利用できる支援措置・・・・ P15

【 軽減税率制度関連スケジュール 】



1 取引の流れと軽減税率対応のポイント

外食事業者【取引イメージ】



ポイント1 消費税額を計算するには、売上げに係る税額と仕入に係る税額を、税率ごとに区分する必要があります。このため、仕入、経費、提供（販売）の各取引について、軽減税率の対象となる取引の有無を確認しなければなりません。

仕入れ・経費

- 請求書等の各品目の適用税率に誤りがないか確認
- 税率等の記載がないものは取引先に確認（請求書等へ追記可）

提供販売

- 提供（販売）する商品の適用税率を確認
- 一体資産に該当する取引がないか確認

ポイント2 消費税の仕入税額控除の要件として、税率ごとに区分して必要事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が必要となります。

- 軽減税率に対応したレジの導入やシステムの改修等について検討（中小企業・小規模事業者は軽減税率対策補助金の活用も検討（P15））

適用税率の判定を正しく理解する必要があります。

「2 適用税率の判定に関する留意点」（P2）

請求書等への記載事項を正しく理解する必要があります。

「3 請求書等の保存に関する留意点」（P8）

2 適用税率の判定に関する留意点

○ 軽減税率の適用対象となる「飲食料品」等の範囲

- ・ 軽減税率の適用対象は、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行され定期購読される新聞」です。
- ・ 「飲食料品」※とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く。）をいいます。
- ・ ここでいう「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用以外の用途で取引されるものは、飲食が可能であっても、「食品」には該当しません。

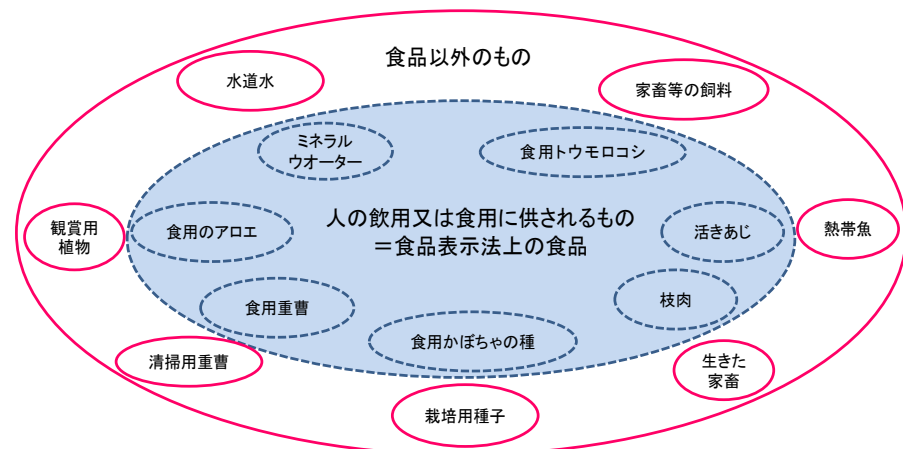
※ 「食品」と「食品」以外の資産が一の資産を形成、又は構成している一定の一体資産も含まれます。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



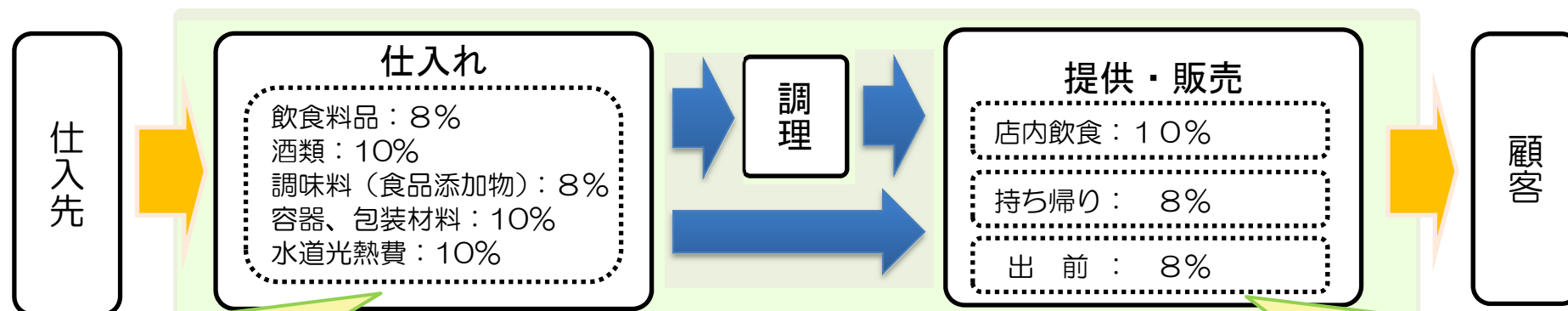
《食品の用途による判定イメージ》

＝色付き部分が、軽減税率の適用対象＝



○ 適用税率の判定時期

- ・ 軽減税率が適用されるか否かは、事業者が課税資産の譲渡等を行ったとき（取引時点）に判定します。



仕入先が「飲食料品」として販売したかにより判定します。

※ 購入者である外食事業者の用途は関係ありません。

「持ち帰り」は軽減税率が適用されるため、取引時点で顧客へ意思確認するなどによる判定が必要です。

消費税の軽減税率制度に関するQ & A【制度概要編】

（適用税率の判定時期）

問 11 課税資産の譲渡等の適用税率の判定は、いつの時点で行うのでしょうか。

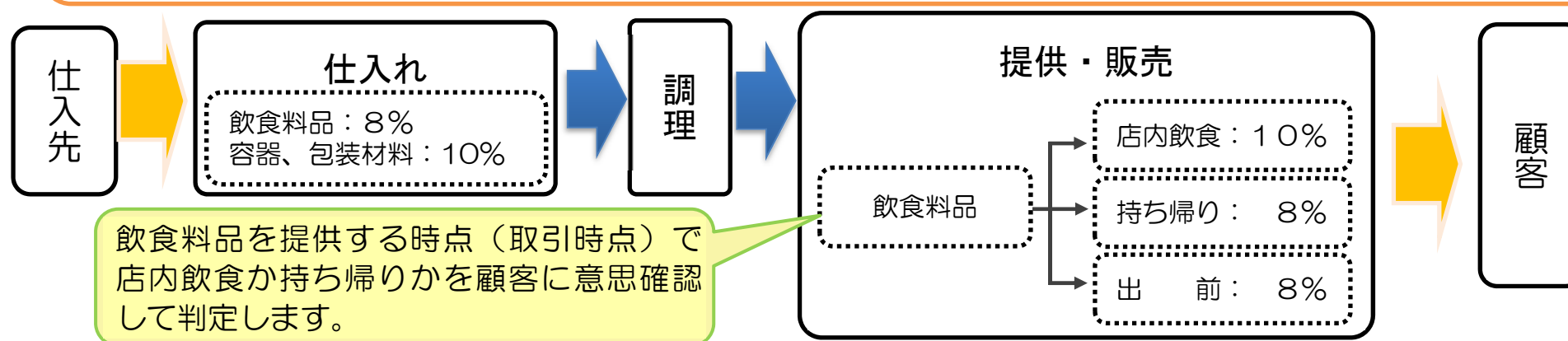
【答】軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、適用税率の判定に当たっては、

- ① 販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で利用したとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（軽減通達2）。
- ② 販売する事業者が、人の飲用又は食用以外に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれを飲用又は食用に供する目的で購入し、又は実際に飲用又は食用に供したとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

○ 軽減税率の適用対象とならない「外食」（食事の提供）の範囲

- ・ 軽減税率の適用対象とならない、いわゆる「外食」とは、飲食店業等の事業を営む者が行う食事の提供をいい、具体的には、①テーブルや椅子等の飲食設備がある場所で、②顧客に飲食させる役務の提供、とされています。
- ・ 飲食店業等の事業を営む者が行う食事の提供には、飲食料品をその場で飲食させる事業を営む者が行う全ての食事の提供が該当します。
- ・ 持ち帰り販売は、上記①・②に当たらず、軽減税率が適用されます。店内飲食か持ち帰りかの判定は、飲食料品を提供する時点（取引時点）で行います。



■ 「飲食設備」の範囲とは…

- ・ 飲食設備とは、飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問いませんので、例えば、テーブルのみ、椅子のみ、カウンターのみ若しくはこれら以外の設備又は飲食目的以外の施設等に設置されたテーブル等であっても、これらの設備が飲食に用いられるのであれば、飲食設備に該当します。
- ・ 飲食料品を提供する事業者と飲食設備を設置又は管理する者が異なっても、飲食設備を設置又は管理する者と飲食料品の提供を行う事業者との間の合意に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合、その設備はその飲食料品を提供する事業者にとっても飲食設備に該当します。
- ・ こうした合意等に基づいて利用させることとしているものではなく、誰でも利用できる公園のベンチなどは、原則、飲食設備に該当しません。

○ 軽減税率の適用対象外となるケータリング等の範囲

ケータリング・出張料理

【標準税率】

- ・ 顧客が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供である、いわゆる「ケータリング」、「出張料理」等は、軽減税率の対象となりません。
- ・ 「加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供」とは、顧客が指定した場所で、飲食料品の提供を行う事業者が食材等を持参し、調理して提供するものや、調理済みの食材をその指定された場所で加熱して温かい状態で提供する場合のほか、例えば、以下のような場合も該当します。
 - ① 顧客が指定した場所で飲食料品の盛り付けを行う場合
 - ② 顧客が指定した場所で飲食料品が入っている器を配膳する場合
 - ③ 顧客が指定した場所で飲食料品の提供とともに取り分け用の食器等を飲食に適する状態に配置する場合

出前・宅配

【軽減税率】

- ・ 顧客から指定された場所での加熱、調理又は給仕等が伴わない、いわゆる「出前・宅配」は、単に飲食料品を届けるだけであるため、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。

参 考

～ 学校給食、老人ホーム（設置者・運営者）による飲食料品の提供はケータリング等から除かれます ～

「顧客が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品に提供」であっても、有料老人ホーム等の飲食料品の提供、義務教育諸学校の学校給食等のうち、一定の限度額に達するまでの金額については、軽減税率の対象となります。

（注）給食事業者と学校、老人ホーム設置者との間の調理委託業務取引は、標準税率になります。

○ 様々な取引形態における適用税率の判定

消費税の軽減税率制度に関するQ & A【個別事例編】

（「食品」の原材料となる酒類の販売）

問 13 「食品」の原材料となるワインなど酒類の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】「食品」の原材料となるワインなどであっても、酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一、酒税法 2 ①）。

（セルフサービスの飲食店）

問 50 セルフサービスの飲食店での飲食は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます（改正法附則 34①一イ）。セルフサービスの飲食店であっても、顧客にその店舗のテーブル、椅子、カウンター等の飲食設備を利用させて、飲食料品を飲食させていますので、軽減税率の適用対象となりません。

（飲食店で残りを持ち帰る場合）

問 59 当店では、顧客が注文した料理の残りを折り詰めにして持ち帰らせるサービスを行っています。この場合の持ち帰り分については、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、「食事の提供」に該当するのか、又は「持ち帰り」となるのかは、その飲食料品の提供等を行った時点において判定することとされています（改正法附則 34①一イ、軽減通達 11）。したがって、ご質問のような、その場で飲食するために提供されたものは、その時点で「食事の提供」に該当し、その後持ち帰ることとしても、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

（フードコートでの飲食）

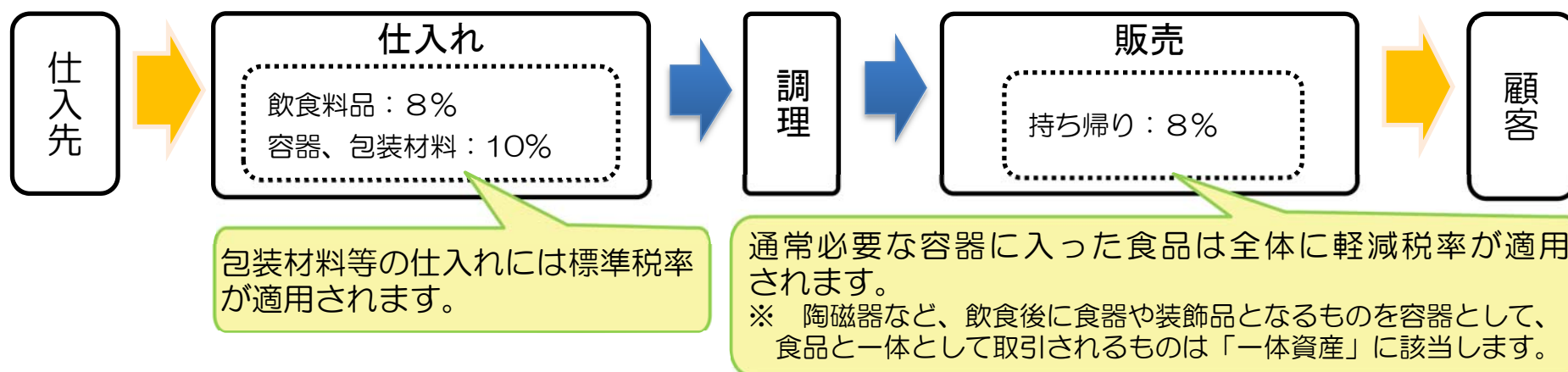
問 65 当社は、ショッピングセンターのフードコートにテナントとしてラーメン店を出店していますが、フードコートのテーブル、椅子等はショッピングセンターの所有で、当社の設備ではありません。このような場合であっても、当社が行うラーメン等の飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」となりますか。

【答】「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。ここでいう飲食設備とは、飲食料品を提供する事業者が設置したものでなくても、設備設置者と飲食料品を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合は、これに該当します。

ショッピングセンターのフードコートが、設備設置者と飲食料品を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとされている場合には、貴社の行う飲食料品（ラーメン等）の提供は、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供に該当しますので、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」になります。

○ 包装材料等の取扱い

- 飲食料品の販売に付帯して使用される容器、包装材料（以下「包装材料等」といいます。）で通常必要なものは、これら包装材料等も含めその全体が「軽減税率」が適用される飲食料品の譲渡に該当します。
- 別途対価を定めて包装材料等の販売を行う場合は、「飲食料品の譲渡」ではないため、「標準税率」が適用されます。
※ 包装材料等の販売者が、飲料メーカーに販売する缶やペットボトルなど、包装材料等そのものの販売は、軽減税率の適用対象外です。
- 陶磁器やガラス食器など、飲食後に食器や装飾品として利用できる容器を食品と一体となって価格を提示し販売する場合は、「一体資産」に該当し、一定の要件を満たすものに限り「軽減税率」が適用されます。



消費税の軽減税率制度に関するQ & A【個別事例編】

(桐の箱の容器)

問 27 当社では、果実を専用の桐の箱に入れて販売していますが、このような桐の箱も通常必要な容器として取り扱ってよいでしょうか。

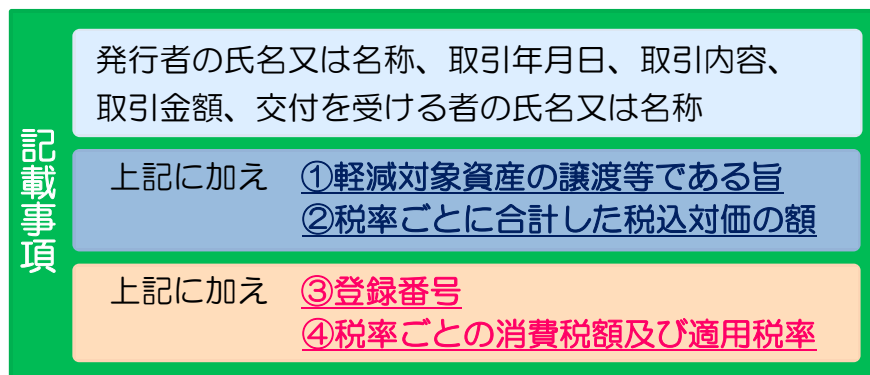
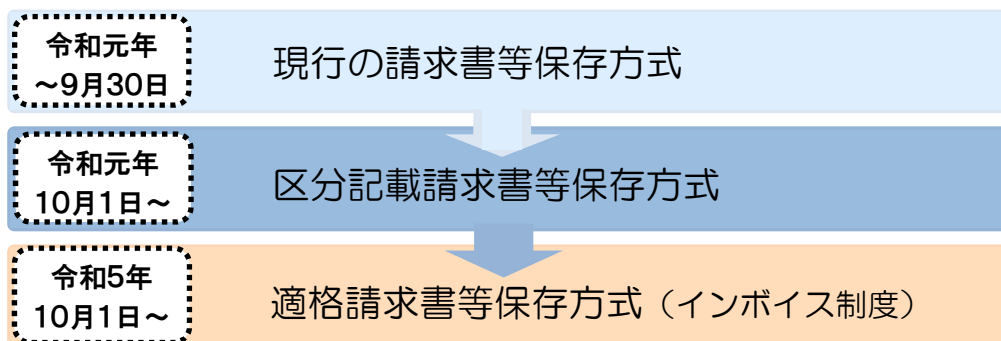
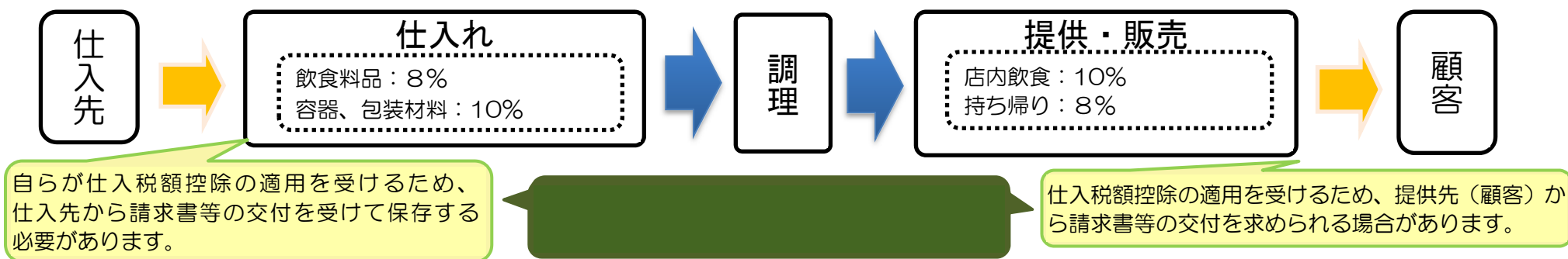
【答】 飲食料品の販売に際し使用される包装材料等が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め「飲食料品の譲渡」に該当します。

例えば、高額な飲食料品にあつては、桐の箱等の高価な容器に入れられて販売されることがありますが、このような場合にあっては、桐の箱にその商品の名称などを直接印刷等して、その飲食料品を販売するためにのみ使用していることが明らかなときは、その飲食料品の販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものに該当するものとして取り扱って差し支えありません（軽減通達3）。

3 請求書等の保存に関する留意点

○ 仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等の変更点

- 軽減税率制度の実施に伴い、税率が複数となることに対応した請求書等の保存については次のとおり変更されます。
令和元年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までは、「区分記載請求書等保存方式」
令和 5 年 10 月 1 日からは、「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）
- 「区分記載請求書等保存方式」では、現行の記載事項に加え、①軽減対象資産の譲渡等である旨、②税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載する必要があります。
また、「適格請求書等保存方式」では、さらに③登録番号、④税率ごとの消費税額及び適用税率を記載する必要があります。（※「税率ごとに区分して合計した対価の額」は税抜又は税込）



○ 帳簿及び請求書等の記載事項の比較

(現行) 請求書等保存方式

(令和元年 10 月～) 区分記載請求書等保存方式

(令和 5 年 10 月～) 適格請求書等保存方式

帳簿の記載事項

総勘定元帳（仕入）			
XX 年 月 日		摘要	借方
11	30	△△商事(株) 11 月分 日用品及び食料品	129,600

- ・課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ・課税仕入れを行った年月日
- ・課税仕入れに係る内容
- ・課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）			
XX 年 月 日		摘要	借方
11	30	△△商事(株) 11 月分 日用品	88,000
11	30	△△商事(株) 11 月分 ※食料品	43,200

※軽減税率対象

現行の帳簿の記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載します。

総勘定元帳（仕入）			
XX 年 月 日		摘要	借方
11	30	△△商事(株) 11 月分 日用品	88,000
11	30	△△商事(株) 11 月分 ※食料品	43,200

※軽減税率対象

区分記載請求書等保存方式と同様の記載をします。

請求書等の記載事項

請求書		
株式会社〇〇御中 XX 年 11 月 30 日		
11 月分 125,600 円（税込）		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400 円
11/1	牛肉	10,800 円
11/2	キッチンペーパー	2,160 円
⋮	⋮	⋮
合 計		129,600 円

△△商事(株)

- ・書類の作成者の氏名又は名称
- ・資産の譲渡等の年月日
- ・課税資産の譲渡等に係る内容
- ・課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ・書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
株式会社〇〇御中 XX 年 11 月 30 日		
11 月分 131,200 円（税込）		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400 円
11/1	牛肉 ※	10,800 円
11/2	キッチンペーパー	2,200 円
⋮	⋮	⋮
合 計		131,200 円
10% 対象		88,000 円
8% 対象		43,200 円

※軽減税率対象

△△商事(株)

現行の請求書等の記載事項に加え、以下を加えます。

- ①軽減対象資産の譲渡等である旨
- ②税率ごとに合計した税込対価の額

※①及び②の追加記載事項は受領者の追記可

請求書		
株式会社〇〇御中 XX 年 11 月 30 日		
11 月分 131,200 円（税込）		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,000 円
11/1	牛肉 ※	10,000 円
11/2	キッチンペーパー	2,000 円
⋮	⋮	⋮
合 計	120,000 円	消費税 11,200 円
10%対象	80,000 円	消費税 8,000 円
8%対象	40,000 円	消費税 3,200 円

※軽減税率対象

△△商事(株)
登録番号 XXXXXXXX

区分記載請求書等の記載事項に加え、以下を加えます。

- ③登録番号
- ④税率ごとの消費税額及び適用税率

※税率ごとに合計した対価の額は税抜き又は税込みで記載します。

①軽減対象資産の譲渡等である旨

②税率ごとに合計した税込対価の額

③登録番号

④税率ごとの消費税額及び適用税率

①軽減対象資産の譲渡等である旨

②税率ごとに合計した税込対価の額

③登録番号

④税率ごとの消費税額及び適用税率

○ 区分記載請求書等の記載事項に関する留意点

《「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載》

- ・ 「軽減対象資産の譲渡等である旨」は、※印などの記号を用いる方法、税率ごとに商品明細を区分する方法、税率ごとに請求書等を分ける方法など、客観的に明らかといえる程度の表示が必要です。

※ すべての軽減税率の対象である場合には、「全商品が軽減税率対象」と記載するなどにより明らかにします。この場合、「税率ごとに合計した税込対価の額」について標準税率分の対価の額を0円と表示することは必要ありません。

《一定期間のまとめ記載》

- ・ 日々の取引は納品書等に記載し、一定期間まとめて請求書を交付する場合において、納品書等と請求書の相互の関連性が明確であるときは、これらの書類全体で記載事項を満たすことも可能です。

《請求書等への追記》

- ・ 仕入先から交付を受けた「区分記載請求書等」について、①軽減対象資産の譲渡等である旨、②税率ごとに合計した税込対価の額の記載がない場合は、取引の事実に基づき、①、②の事項に限り、自ら追記することも可能です。

※ 免税事業者からの仕入れにつき、仕入税額控除を行う場合であっても、これまでの請求書等に①、②の記載事項のある区分記載請求書等の保存が必要です。ただし、①、②の記載がない場合には、追記で対応することも可能です。

参 考

～ 適格請求書等保存方式（令和5年10月～）を見据えたシステム改修 ～

適格請求書として必要な記載事項が記載されていれば、区分記載請求書等として必要な記載事項は満たされることとなるため、適格請求書の発行に対応したシステムへの改修を行えば、区分記載請求書等としての発行も可能です。

※ 適格請求書には、登録番号の記載が必要（登録の申請は、令和3年10月1日から受付開始）です。

※ 区分記載請求書等の記載事項のうち、「税率ごとに合計した税込対価の額」については、適格請求書の記載事項である「税率ごとに合計した税抜対価の額及び消費税額等」を記載することとして差し支えありません。

消費税の軽減税率制度に関するQ & A【制度概要編】

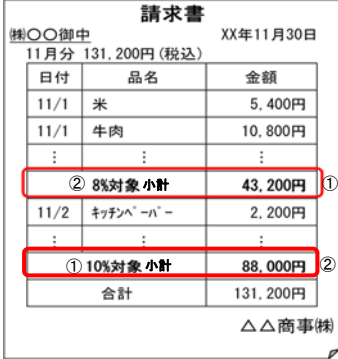
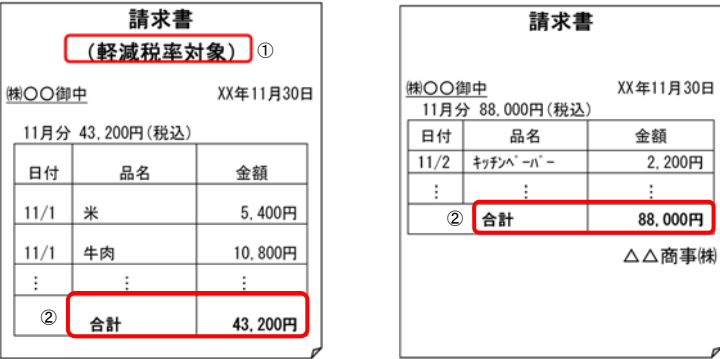
（「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載）

問 13 区分記載請求書等に記載する「軽減対象資産の譲渡等である旨」は、どのように記載したらよいですか。

【答】「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載については、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の取引ごとに 10%や8%の税率が記載されている場合のほか、例えば、次のような場合も「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載があると認められます（軽減通達 18）。

- ① 請求書において、軽減税率の対象となる商品に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「軽減対象資産の譲渡等である旨」を別途「※(☆)は軽減対象」などと表示し、明らかにしている場合
- ② 同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品とそれ以外の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることが表示されている場合
- ③ 軽減税率の対象となる商品に係る請求書とそれ以外の商品に係る請求書とを分けて作成し、軽減税率の対象となる商品に係る請求書において、そこに記載された商品が軽減税率の対象であることが表示されている場合

（参考）「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載例

① 記号・番号等を使用した場合	② 同一請求書内で、税率ごとに商品を区分して区分記載請求書等を発行する場合	③ 税率ごとに区分記載請求書等を分けて発行する場合
 ① 軽減税率対象品目には「※」などを記載 ② 税率ごとに合計した税込対価の額を記載 ③ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載	 ① 軽減税率の対象商品とそれ以外の商品とをそれぞれ「小計」を表示するなどして区分し、「8%対象 小計」、「10%対象 小計」などを記載 ② ①で区分した商品を合計し、税率ごとに合計した税込対価の額を記載	 ① 軽減税率対象分の請求書については、軽減税率の対象のみであることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載 ② 税率ごとに区分して発行したそれぞれの請求書に、税率ごとに合計した税込対価の額を記載

消費税の軽減税率制度に関するQ & A【個別事例編】

(一定期間分の取引のまとめ記載)

問 105 当店は、青果の卸売業を営んでいますが、日々の納品書において個々の販売商品の名称を記載して発行し、一定期間の取引をまとめて請求書等を作成しています。この場合、区分記載請求書等に記載することとなる「軽減対象資産の譲渡等である旨」についても、個別の品名ごとに記載するのではなく、「11/1～11/30 野菜※(※は軽減対象資産の譲渡等)」のように一定期間分をまとめて記載してもよいですか。【平成 28 年 11 月改訂】

【答】請求書等を課税期間の範囲内で一定期間分の取引についてまとめて作成する場合、その請求書等に記載すべき課税資産の譲渡等を行った年月日については、〇月〇日といった個々の日付でなくても、その一定期間を記載すればよいこととされています(消法 30⑨一口)。

ただし、一定期間分の取引をまとめて作成した請求書等であっても、令和元年 10 月以降は現行の制度において必要とされている記載事項に加えて、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます(改正法附則 34②)。

また、例えば、同一の商品(一般的な総称による区分が同一となるもの)を一定期間に複数回購入しているような場合、その一定期間分の請求書等に一回ごとの取引の明細が記載又は添付されていなければなりません。請求書等に記載すべき「軽減対象資産の譲渡等である旨」については同一の商品をまとめて、記載しても差し支えありません。

したがって、「11/1～11/30 野菜※」といったように、11 月分の同一の商品をまとめた上で、「※」を記載するなどし、軽減対象資産であることを明らかにしている場合、請求書に取引の明細が添付されていれば「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載として認められることとなります。

(参考) 一定期間の取引をまとめて記載する場合の記載例

請求書

株〇〇御中

XX年11月分
(XX年11月1日～11月30日)

108,800円(税込)

品名	金額
肉類 ※ ①	32,400円
野菜 ※ ②	10,800円
酒	22,000円
雑貨	11,000円
⋮	⋮
合計	108,800円
10%対象	44,000円
8%対象	64,800円

※は軽減税率対象品目

株〇〇物産

納品書

株〇〇御中

納品書

株〇〇御中

納品書

株〇〇御中

株〇〇物産

下記の商品を納品いたします。

XX年11月1日

品名	金額
牛肉 ①	5,400円
じゃがいも ②	2,160円
割り箸	1,100円
ビール	3,300円
合計	11,960円

(注) 納品書に記載のある①「牛肉」を「肉類」、②「じゃがいも」を「野菜」としてまとめて請求書へ記載した上で、それぞれに「軽減対象資産の譲渡等である旨」を記載することができます。

○ 適格請求書等保存方式（令和5年10月1日～）の留意点

《登録制度の概要》

- ・ 課税事業者が適格請求書を発行するには、所轄税務署長に申請し、「適格請求書発行事業者」の登録を受ける必要があります。
- ・ 「適格請求書発行事業者」の登録は、適格請求書等保存方式が導入される2年前の令和3年10月1日から登録申請の受付が開始されます。
 - ※ 適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日に登録を受けるには令和5年3月31日までに申請が必要です。
- ・ 交付を受けた請求書の作成者が適格請求書発行事業者か否かは、インターネットを通じて登録番号を基に確認できる仕組みとなります。
- ・ 適格請求書に記載する登録番号の構成は、以下のとおりです。

法人番号を有する課税事業者： T+法人番号、それ以外の課税事業者： T+13桁の数字

《適格請求書の交付義務等》

- ・ 適格請求書発行事業者には、販売先（課税事業者に限ります。）から適格請求書の交付を求められた場合に、交付する義務があります。また、交付した適格請求書の写しを保存しなければなりません。
 - 適格請求書発行事業者が、小売業、飲食店業、タクシー業などのように不特定かつ多数の者と取引を行う事業を行う場合には、適格請求書の交付に代えて、適格請求書よりも記載事項の少ない適格簡易請求書を交付することができます。
 - ※ 交付困難な取引（3万円未満の公共交通取引、自動販売機取引等）は、交付義務が免除される特例があります。
 - ※ 誤りがあった場合、修正適格請求書の交付義務があります。また、不正交付に対しては罰則があります。

《仕入税額控除のための適格請求書の保存の特例》

- ・ 適格請求書の交付を受けることが困難な一定の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能です。
 - ※ 3万円未満の取引について、一律、帳簿のみの保存で仕入税額控除を可能とする現行の取扱いが廃止されます。

《免税事業者からの仕入れ》

- ・ 免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除ができません。
 - ※ 経過措置として令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%、令和11年9月30日までは同50%が仕入税額控除可能です。

《電磁的な記録による交付・保存》

- ・ 適格請求書の電磁的記録（いわゆる電子インボイス）による提供、保存も可能です。

4 軽減税率制度の実施に伴う価格表示の留意点

○ 同一の飲食料品につきテイクアウト等と店内飲食の双方を行う場合の価格表示

- 軽減税率制度の実施に伴い、テイクアウト等及び店内飲食のいずれの方法でも飲食料品を提供する外食事業者やイー
トインスペースのある食品小売事業者では、同一の飲食料品の販売につき、適用される税率が異なる場面があるため、
価格表示の具体例を記載したガイドラインが示されています。
- 具体的な表示方法は、①テイクアウトと店内飲食の両方の税込価格を表示する方法、②どちらか片方のみの税込価格
を表示する方法、③テイクアウトも店内飲食も同一の税込価格として表示する方法があります。

【同一の飲食料品につきテイクアウト等と店内飲食の双方を行う場合の価格表示】

異なる「税込」価格を設定する場合

① テイクアウト等と店内飲食両方の税込価格を表示

【外食事業者のメニュー表示】

メニュー	
ハンバーガー	330円 (324円)
オレンジジュース	165円 (162円)
〇〇セット	550円 (540円)

※ 下段はテイクアウトの
値段となります。

【イートインスペースのある小売店等の商品棚における価格表示】

総菜パン	162円 (店内飲食 165円)
------	---------------------

(注) 両方の税込価格に併せて、税抜価格又は消費税額を併記
することも妨げられるものではない。

異なる「税込」価格を設定する場合

② 店内掲示等を行うことを前提にどちらか片方のみ
の税込価格を表示

【外食事業者のメニュー表示】

メニュー		出前メニュー	
ハンバーガー	330円	かけそば	756円
オレンジジュース	165円	天ぷらそば	972円
〇〇セット	550円	天井	864円

※ テイクアウトの場合、税率
が異なりますので、別価格と
なります。

※ 店内飲食の場合、税率
が異なりますので、別価格
となります。

【イートインスペースのある小売店等の価格表示】

(商品棚の価格表示) (店内掲示等)

総菜パン	162円
------	------

(注) 景品表示法上の有利誤認表示に該当する恐れもあり、また、
消費者の利便性の確保の観点から、店内掲示等により、店内
飲食(又はテイクアウト等)では価格が異なる旨の注意喚起を
行うことが望ましい。

「税込」価格を統一する場合

③ 一の税込価格を表示

【外食事業者のメニュー表示】

メニュー		メニュー	
チーズバーガー	350円	かけうどん	600円
リンゴジュース	180円	天ぷらうどん	800円
△△セット	600円	かつ丼	850円

【イートインスペースのある小売店等の商品棚における価格表示】

あんパン	170円
------	------

(参考) 適正な転嫁等の観点から以下の点に留意

① 「全て軽減税率が適用されます」「消費税は8%しか頂きませ
ん」といった表示は転嫁阻害表示に該当

② テイクアウト等の価格を店内飲食に合わせて値上げする場合
には、消費者から問われた際に、ガイドラインに挙げた具体例
も参考にしつつ、合理的な理由を説明することが考えられる

消費税価格転嫁等総合相談センター相談対応状況

問 販売している商品について、店内飲食と持ち帰りの両方が可能な場合について、軽減税率実施後の価格表示は例えば「1000円＋税」という表示でよい。

【答】消費税転嫁対策特別措置法に基づき、総額表示義務の特例として、令和3年3月31日までの価格表示については、税込価格と誤認されないような対応が
なされていれば、税抜価格による表示も可能となっています。そのため、「1000円＋税」という表示を行うことも認められますが、テイクアウト等と店内
飲食が行われる場合には、消費者の支払金額が異なることとなりますので、テイクアウト等と店内飲食との間で適用税率が異なる旨について掲示するな
どの方法により、一般消費者に対して注意喚起を行うことが望ましいと考えられます。

5 消費税軽減税率対応に利用できる支援措置（令和元年9月現在）

※ 最新の情報についてはP17の各種HPをご覧ください

○ 「消費税軽減税率対策費補助金」及び「キャッシュレス決済・消費者還元事業」

《レジ・システム補助金（消費税軽減税率対策費補助金）》

- ・ 消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や受発注・請求書管理システムの改修等に要する経費の一部を補助する制度です。

※本年より補助率が従来の「3分の2」から「4分の3」に引き上げられるなど拡充されました。

	複数税率対応レジ（A型）	電子的受発注システム（B型）	請求書管理システム（C型）
補助対象経費	レジ・タブレット本体、ソフトウェア、券売機、レシートプリンタ等	電子的受発注システムの改修、パッケージ製品の導入等	異なる税率を区分記載した請求書の発行システムの改修等
補助率	原則3／4以内	原則3／4以内	原則3／4以内
補助上限	レジ1台あたり20万円 ※商品マスタの設定が必要な場合は20万円加算。複数台申請1事業者200万円	発注システムのみ 1,000万円 受注システムのみ 150万円 受発注システム両方 1,000万円	1事業者あたり150万円以内 ※事務機器1台あたり20万円

※申請期限は令和元年12月16日まで。同年9月30日までに契約等の手続きを完了したもの。

ただし、B型は作業着手前の事前手続きが必要となるため、令和元年6月28日までに申請。

《キャッシュレス・消費者還元事業》

- ・ ①キャッシュレス決済端末、②決済端末の利用に必要な付属機器、③システム利用料、設置費用等、④タブレット、スマートフォン等、の導入費用の1／3を決済事業者が負担することを前提に、残りの2／3を国が補助します。
- ・ 消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗は5%、フランチャイズチェーン加盟店等は2%を消費者に還元します。

※事業期間は令和元年10月～令和2年6月予定。令和元年4月から対象店舗の登録開始。

○ その他の支援措置

《IT導入補助金》

- ・ 中小企業・小規模事業者が、在庫管理システムや顧客管理システム等のソフトウェア・サービス等を導入する場合、上限額450万円、下限額40万円として、補助率2分の1以下で補助金を活用することができます。

《IT活用促進資金》

- ・ 軽減税率対象品目を取り扱う中小食品事業者が、電子計算機、周辺装置、末端装置及び関連設備を取得するために必要な設備資金について、日本政策金融公庫から融資を受けることができる資金があります。

《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》

- ・ 中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該資産の合計額300万円を限度として、即時償却することができます。
 - ※ パソコンやソフト、中古品も対象となります。ただし、対象となった償却資産は固定資産税の対象になります。
 - ※ 中小企業者でも常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人は対象になりません。

《商業・サービス業・農林水産業活性化税制》

- ・ 商業・サービス業者等（中小企業者に限る）が一定の器具備品並びに建物附属設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用（税額控除は、資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できます。
 - ※ 認定経営革新等支援機関等のアドバイス機関から経営の改善（売上高等の伸び率が年2%以上となる見込みなど）に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けたものに限ります。

《中小企業投資促進税制》

- ・ 中小企業者が一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用（税額控除は、資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できます。

《消費税法改正に伴う会計ソフト修正費用の取扱いについて》

- ・ POSのレジシステムや受発注システム・経理システム等について、制度改正に対応するために行うソフトウェアの改修は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、費用として処理することができます。

軽減税率制度全般に関する相談窓口

- 消費税軽減税率電話相談センター
(軽減コールセンター)
(9:00～17:00 土日祝除く) (令和元年9月・10月の土曜日でも受付)
専用ダイヤル 0120-205-553
- 消費税価格転嫁等総合相談センター
(9:00～17:00 土日祝除く) (令和元年9月・10月の土曜日でも受付)
専用ダイヤル 0120-200-040

軽減税率対策補助金事務局 (レジ・システム改修関係)

- 0120-398-111 (通話料無料)
(9:00～17:00 土日祝除く) (令和元年9月・10月の土曜日でも受付)

ポイント還元お問合せ窓口 中小・小規模事業者向け (キャッシュレス・消費者還元事業関係)

- 0570-000655 (10:00～18:00 土日祝除く)

軽減税率制度に関するさらに詳しい情報

- 国税庁 Q&A
- 国税庁軽減税率 HP
- タックスアンサー
(簡易課税制度)



国税庁 軽減税率

検索

軽減税率制度説明会に関する情報

税務署では都道府県・市区町村ごと、食品産業センター・食品等流通合理化促進機構はブロックごとに説明会を開催しています。お近くの説明会にぜひご参加ください。

● 税務署主催



● 食産センター主催



● 食流機構主催



軽減税率 説明会

検索

その他支援策・情報はこちら

- 食料産業局軽減税率特設サイト

「消費税軽減税率制度に関する情報」「支援措置に関する情報」



発行元

農林水産省 食料産業局

食文化・市場開拓課 外食産業室

☎03-6744-7177